

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による委託業務（以下「委託業務」という。）を行うに当たっては、情報資産に関し、情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

(従業員)

第2 受注者は、従業員に委託業務が公務であることを十分認識させ、情報の保護等について、常に細心の注意をもって、委託業務を実施させなければならない。

2 受注者は、従業員が本市の施設内で作業を行う際は、名前札又は身分証明書を常時携帯させなければならない。

(再委託)

第3 受注者は、委託業務の実施について発注者が再委託を認めた場合は、再委託先に対しても同等のセキュリティ対策を実施させなければならない。

(著作権等)

第4 受注者は、委託業務の実施により発生するすべての成果品について、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害してはならない。

2 成果品に対する著作権、特許権その他の一切の権利（成果品に使用されている受注者及び第三者の著作権等を除く。）を、発注者に移転するものとする。

(事故発生時における報告等)

第5 受注者は、情報セキュリティ事故（情報システムへの不正アクセス若しくは情報資産の盗聴、改ざん、破壊、漏えい若しくは情報システムの提供する業務の停止若しくはコンピュータウィルスの感染による情報システムへの重大な被害又はその他情報資産への重大な脅威）が発生したときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合において、受注者は、発注者から立入調査の実施を求められたときは、これに必ず応ずるものとする。